

## 地方分権改革の推進に関する特別決議

地方分権改革の推進に関する基本理念は、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることである。この理念を現実のものとするために、国は、住民に身近な行政を行う地方公共団体に対し権限の移譲を行うとともに、役割分担に応じた地方税財源の確保に努めるべきである。

しかしながら、現実を目を移すと、三位一体の改革で地方交付税を大幅に削減された地方公共団体は、住民に身近な公共サービスの提供や地域振興を図るための独自の施策を断念せざるを得ない状況になっている。また、多くの地方で高齢化と少子化に伴う人口減少が進行するとともに、長引く経済不況により地域経済が低迷し急激な税収の減少に陥るなど地方の活力が失われつつある。

このような状況において、新たな政府は、選挙公約において住民に一番身近な基礎自治体を重視した分権改革を推進することとしている。基礎自治体の能力や規模に応じて対応可能な事務事業の権限と財源を国及び都道府県から移譲し、これに並行する形で自治体の自主性や多様性を尊重しながら、基礎自治体の充実を目指すものであり、この分権改革の実現は我々町村の自治を預かる者として大きな期待を寄せるところである。

このため、政府においては「国と地方の協議の場」を法制化することはもとより、基礎自治体の当事者である町村長の意見や考え方を政策に反映できる体制を速やかに整備することを強く求める。

以上決議する。

平成21年10月19日

長野県町村会第9回定期総会